

特別免許状に係る教育職員検定基準

静岡県教育委員会義務教育課

特別免許状に係る教育職員検定においては、主に次に掲げる3点を確認することとし、下表1～3のすべての確認事項について基準を満たすと認められる者に授与する。

- 1 授与候補者の教員としての資質の確認
- 2 任命者又は雇用者（雇用者は、学校の設置者に限る。）の推薦による学校教育の効果的実施の確認
- 3 授与候補者の教員としての資質についての第三者の評価を通じた確認

基 準	確認書類等				
1 教員としての資質の確認					
(1) 教科に関する専門的な知識経験又は技能（次のいずれかの基準を満たすこと。）					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; padding: 5px;"> ア 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験 【最低1学期間以上】 </td> <td rowspan="3" style="width: 30%; vertical-align: middle; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類 ・ 基礎資格等を証明する書類（卒業証明書及び成績証明書） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> イ 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）【概ね3年以上】 (例)・企業等における英語等による勤務経験 ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験 ・外国にある教育施設における勤務経験 ・大学における助教、助手、講師経験等 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> ウ 上記アイ以外で県教育委員会の認めるもの (例)・外国の教員資格の保有 ・修士号、博士号等の学位の保有 ・各種競技会等における実績 ・大学における教職科目の履修 ・模擬授業の実施による評価 ・静岡県公立学校教員採用選考試験での評価 </td> </tr> </table>	ア 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験 【最低1学期間以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類 ・ 基礎資格等を証明する書類（卒業証明書及び成績証明書） 	イ 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの） 【概ね3年以上】 (例)・企業等における英語等による勤務経験 ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験 ・外国にある教育施設における勤務経験 ・大学における助教、助手、講師経験等	ウ 上記アイ以外で県教育委員会の認めるもの (例)・外国の教員資格の保有 ・修士号、博士号等の学位の保有 ・各種競技会等における実績 ・大学における教職科目の履修 ・模擬授業の実施による評価 ・静岡県公立学校教員採用選考試験での評価	
ア 学校（学校教育法第1条に規定する学校）又は在外教育施設等において教科に関する授業に携わった経験 【最低1学期間以上】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有することを証明する書類 ・ 基礎資格等を証明する書類（卒業証明書及び成績証明書） 				
イ 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの） 【概ね3年以上】 (例)・企業等における英語等による勤務経験 ・教科と関連する専門分野の資格を活用した職業経験 ・外国にある教育施設における勤務経験 ・大学における助教、助手、講師経験等					
ウ 上記アイ以外で県教育委員会の認めるもの (例)・外国の教員資格の保有 ・修士号、博士号等の学位の保有 ・各種競技会等における実績 ・大学における教職科目の履修 ・模擬授業の実施による評価 ・静岡県公立学校教員採用選考試験での評価					
(2) 社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見					
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人物に関する証明書 ・ 出願理由書 				
2 学校教育の効果的実施の確認					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願者を任命又は雇用しようとする期間【原則、引き続き6年以上】 ・ 任命者又は雇用者による推薦状において、授与候補者の配置により学校教育が効果的に実施されること ・ 校内研修及び学習指導要領等の共通理解のための体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦書 				
3 第三者の評価を通じた資質の確認					
提出書類による審査及び学識経験者による面接。 ただし、静岡県公立学校教員採用選考試験結果を勘案し、面接を省略することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記1、2の確認書類 ・ 面接評価票 ・ 意見書 				

（令和4年4月1日改正）